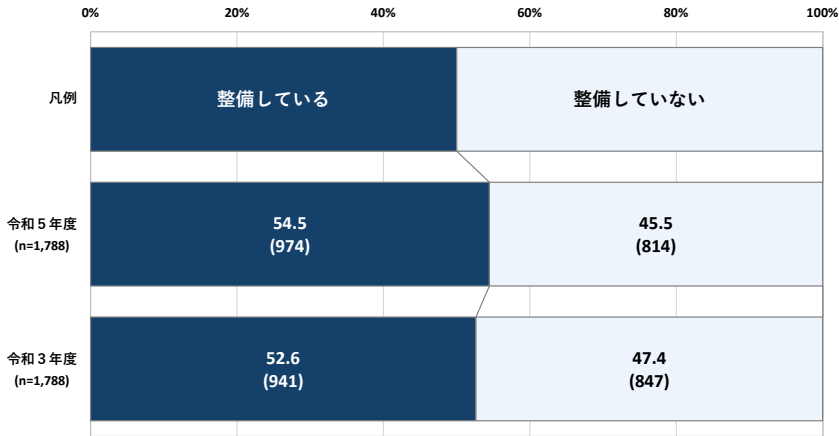


7-1 日本語指導が必要な児童生徒等の受入れに際しての指導体制の整備状況

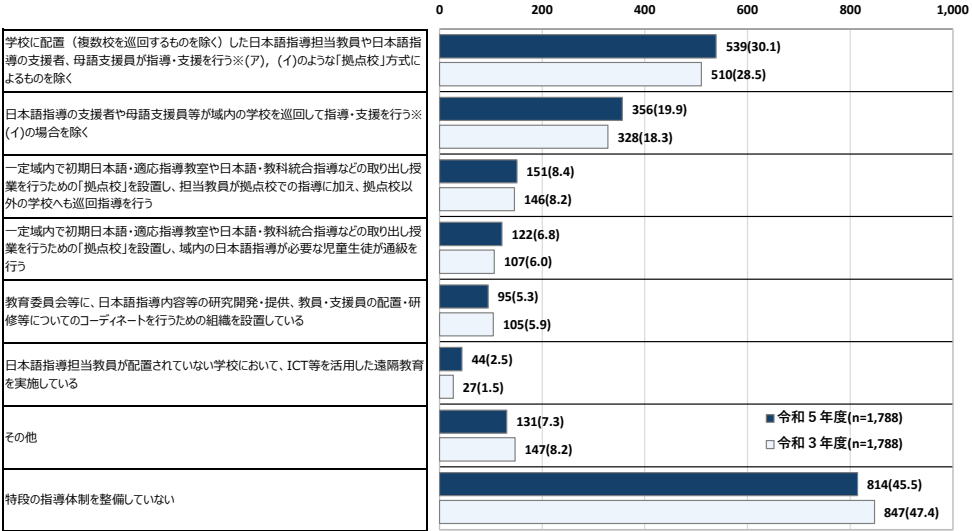
		総数(n)	(ア) 一定域内で初期日本語・適応指導教室や日本語・教科統合指導などの取り出し授業を行ったための「拠点校」を設置し、域内の日本語指導が必要な児童生徒が通級を行う	(イ) 一定域内で初期日本語・適応指導教室や日本語・教科統合指導などの取り出し授業を行うための「拠点校」を設置し、担当教員が拠点校での指導に加え、拠点校以外の学校へも巡回指導を行う	(ウ) 日本語指導の支援者や母語支援員等が域内の学校を巡回して指導・支援を行う※(イ)の場合を除く	(エ) 学校に配置（複数校を巡回するものを除く）した日本語指導担当教員や日本語指導の支援者、母語支援員が指導・支援を行う※(ア)、(イ)のような「拠点校」方式によるものを除く	(オ) 日本語指導担当教員が配置されていない学校において、ICT等を活用した遠隔教育を実施している	(カ) 教育委員会等に、日本語指導内容等の研究開発・提供、教員・支援員の配置・研修等についてのコーディネートを行うための組織を設置している	(キ) 特段の指導体制を整備していない	(ク) その他
令和5年度	地方公共団体数	1,788	122	151	356	539	44	95	814	131
	構成比(%)	100.0	6.8	8.4	19.9	30.1	2.5	5.3	45.5	7.3
令和3年度	地方公共団体数	1,788	107	146	328	510	27	105	847	147
	構成比(%)	100.0	6.0	8.2	18.3	28.5	1.5	5.9	47.4	8.2

(1) 指導体制の整備状況



※ ()は回答地方公共団体数。

(2) 整備している指導体制



※回答地方公共団体数。()は構成比。
※ 1 ※3～4のような「拠点校」方式によるものを除く
※ 2 ※3の場合を除く